

## 令和6年度乗鞍岳火山防災協議会 活動計画（案）

乗鞍岳火山防災協議会は、関係機関が連携して継続的な活動を行い、また、必要に応じて隨時、協議会等を開催することで、火山活動に関する情報の共有を図るとともに、必要な防災体制の構築を行う。具体的には、次のとおり活動を実施する。

### 1 火山防災訓練・啓発の実施

噴火発生時に協議会構成機関（行政機関、地元町会、観光機関等）が連携して的確な防災対応を取るとともに、避難促進施設とも連携して、迅速かつ的確な対応ができるよう、両県の実情に対応した火山防災訓練や、火山防災意識の向上を目的に、登山者、観光客及び住民等に向けた啓発活動を実施する。

また、「乗鞍岳火山防災避難計画」等に定める、関係機関相互の情報の伝達方法や情報共有の実施方法等について、訓練を通じて確認・検証する。

### 2 避難促進施設の指定手続き及び避難確保計画の策定支援

避難促進施設の指定手続きや避難確保計画の策定支援が円滑に進むよう、必要な助言及びサポートを行う。

また、上記計画策定後は、現地視察や火山防災訓練の結果等を踏まえ、登山客・観光客の安全確保対策（情報伝達手段・避難誘導方法・退避施設の整備の在り方等）について、必要に応じて見直しを行うとともに、協議会あるいは各構成機関が実施する施策に反映させる。

### 3 火山防災避難計画改正の検討

上記の取組みを踏まえ、より具体的な避難行動について引き続き協議し、必要に応じて「乗鞍岳火山防災避難計画」の改正を行う。

### 4 乗鞍岳の継続的な現状把握及び情報共有

乗鞍岳の現状を継続して把握するとともに、隨時、両県合同の事務局会議や幹事会を開催し、平常時から情報の共有化を図る。

また、異常が観測された場合には、構成機関に対して迅速な情報提供を行う。